

令和4年6月28日

キセラ川西プラザ指定管理者

キセラ川西プラザ使用料金変更のお知らせ

川西市では、市政運営の健全な運営を目的として、令和2年4月1日から施行された川西市財政健全化条例に基づき、統一的な基準をもとに受益者負担の均衡を図るため、施設使用料を随時見直すこととなりました。

キセラ川西プラザについても、令和5年4月1日使用分から使用料が改定となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

今後も、施設とサービス水準を維持し公共施設を次の世代に残すため鋭意取り組んでまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改定後の使用料等の詳細については、キセラ川西プラザまでお問合せください。

※令和5年4月1日使用分より上記の料金体系に改定いたします。

※予約分につきましては、令和4年10月1日以降に令和5年4月1日以降の使用分を予約する場合、上記料金が適用されますのでご注意ください。

川西市キセラホール

ホール

【現行】

区分		時間別	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00
ホール	主体施設	平日	円 22,200	円 29,600	円 35,500	円 51,800	円 65,100	円 87,300
		日曜日、土曜日及 び休日	27,750	37,000	44,400	64,750	81,400	109,150
		部分使用 舞台	時間別の使用区分ごとに定める使用料の3割					
	付属施設	楽屋 101	600	800	960	1,400	1,760	2,360
		" 102	330	440	530	770	970	1,300
		" 103	390	520	620	910	1,140	1,530
		" 104	300	400	480	700	880	1,180
		" 201	780	1,040	1,250	1,820	2,290	3,070
		" 202A	330	440	530	770	970	1,300
" 202B	450	600	720	1,050	1,320	1,770		

備考

- (2) 使用者が1人2,001円以上の入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする使用者が使用するとき、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 市外居住者が使用する場合で、使用者が1人2,001円以上の入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする使用者が使用するとき、この表に定める使用料の2.5倍の額とする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

【改正後】

区分		時間別	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00
ホール	主体施設	平日	円 <u>26,600</u>	円 <u>35,500</u>	円 <u>42,600</u>	円 <u>62,100</u>	円 <u>78,100</u>	円 <u>104,700</u>
		日曜日、土曜日及 び休日	<u>33,300</u>	<u>44,400</u>	<u>53,200</u>	<u>77,700</u>	<u>97,600</u>	<u>130,900</u>
		部分使用 舞台	時間別の使用区分ごとに定める使用料の3割					
	付属施設	楽屋 101	<u>720</u>	<u>960</u>	<u>1,150</u>	<u>1,680</u>	<u>2,110</u>	<u>2,830</u>
		" 102	<u>390</u>	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>910</u>	<u>1,150</u>	<u>1,540</u>
		" 103	<u>460</u>	<u>620</u>	<u>740</u>	<u>1,080</u>	<u>1,360</u>	<u>1,820</u>
		" 104	<u>360</u>	<u>480</u>	<u>570</u>	<u>840</u>	<u>1,050</u>	<u>1,410</u>
		" 201	<u>930</u>	<u>1,240</u>	<u>1,500</u>	<u>2,170</u>	<u>2,740</u>	<u>3,670</u>
		" 202A	<u>390</u>	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>910</u>	<u>1,150</u>	<u>1,540</u>
" 202B	<u>540</u>	<u>720</u>	<u>860</u>	<u>1,260</u>	<u>1,580</u>	<u>2,120</u>		

備考

- (2) 使用者が1人3,001円以上の入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする使用者が使用するとき、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 市外居住者が使用する場合で、使用者が1人3,001円以上の入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする使用者が使用するとき、この表に定める使用料の2.5倍の額とする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

川西市キセラホール

大会議室・スタジオ

【現行】

室名	使用料(1区分当たり)
大会議室	円 880
多目的スタジオA	450
多目的スタジオB	490

【改正後】

室名	使用料(1区分当たり)
大会議室	円 1,050
多目的スタジオA	540
多目的スタジオB	580

川西市キセラ川西プラザ

共用会議室

【現行】

施設名	区分	使用料(1区分当たり)
共用会議室A	50分	230円
共用会議室B	50分	260円
共用会議室C	50分	200円
共用会議室D	50分	240円

【改正後】

施設名	区分	使用料(1区分当たり)
共用会議室A	50分	270円
共用会議室B	50分	310円
共用会議室C	50分	240円
共用会議室D	50分	280円